1 資金名

農業特別対策資金(農業近代化資金)

2 融資制度の概要

資 金 名	運 転 資 金	施設資金
貸付対象者	令和7年台風第22号または台風第23号による農業被害を受けた者 で、在住する区市町村より農業被害認定証明を受けている農業者等	
資金使途	・農業経営維持のために必要な種苗や肥料、薬剤等の購入費・経営の安定維持に必要な中~長期運転資金	・農業被災前の当該施設と同程度の 施設取得・施設修繕のための資材購入・復旧に併せて行う施設の拡充
	等	等
貸付限度額	200万円	1,000万円
貸付利率	0%(東京都が金利相当額を全額利子補給することにより、無利子とする)	
償 還 期 間 (据置期間)	5 年以内 (1 年以内)	1 5 年以内 (3 年以内)

- 3 融資率 80% (認定農業者については100%)
- 4 融資機関 東京都信用農業協同組合連合会等
- 5 保証機関 東京都農業信用基金協会
- 6 **申込方法** 資金の申込方法等の詳細については、東京都信用農業協同組合連合会へ お問い合わせ下さい。
- **7 受付期間** 令和7年10月31日から令和8年3月31日まで
- 融資及び保証に当たって所定の審査があります。
- 保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかります。